

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第11回）

令和5年11月21日

【木村利用環境課課長補佐】 宋戸主査、定刻となりましたので、伊藤構成員がまだお見えになっておりませんが、会合を始めていただければと思います。よろしく願いいたします。

【宋戸主査】 承知しました。

本日も、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今、事務局よりお話ありましたように定刻でございますので、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第11回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項や案内事項がございますので、よろしく願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 総務省総合通信基盤局利用環境課の木村でございます。

それでは、ウェブ開催に関する注意事項を申し上げます。

本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式を進めます。御発言の際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しく下さい。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、チャット機能で、随時、事務局や主査宛てに御連絡をいただければ対応させていただきます。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1を用意しております

す。

注意事項と御案内は以上となります。

なお、本日、清水構成員におかれましては、御欠席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしく願いいたします。

【宍戸主査】 承知しました。それでは、議事に入ります。

前回10月31日開催の第10回会合におきましては、事務局に対して、本ワーキンググループにおける、これまでの御議論を踏まえた取りまとめ骨子（案）の作成をお願いしておりました。本日は、この取りまとめ骨子（案）について、構成員の先生方から御議論を賜りたいと考えております。

そこで、アジェンダの1番目でございますけれども、まずは、資料1、取りまとめ骨子（案）につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。承知いたしました。

そういたしましたら、事務局から資料1、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ取りまとめ骨子（案）について御説明をさせていただきたく存じます。

まず、資料全体の構成になりますけれども、大きく3つの柱を立てさせていただいております。1つ目が、プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律、2つ目が、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律、3つ目が、プラットフォーム事業者に関するその他の規律でございます。それぞれについて、順を追って説明を差し上げてまいります。

まず、1つ目、プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律でございます。まず初めに、これまで本ワーキンググループでは、プラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除について、例えば、利用者にとって削除の申請窓口や申請フォームが分かりにくい、受付や判断結果について必ずしも通知がなされていない、事業者による削除の基準が不透明といった課題を御指摘いただいております。

こうした課題に対しまして、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務といったものを踏まえまして、法制上の手当を含め、プラットフォーム事業者に対して、以下の具体的措置を求めることが適当ではないかというふうを始めさせていただいております。

具体的な措置の内容でございますけれども、まず、1つ目が、措置申請窓口の明示でございます。こちらについて、これまで先生方に頂戴した御議論といたしまして、プラットフォーム事業者は現在、被害者等が削除の申請等を行うための窓口やフォームを設置し、申請等を受け付けているといったところでございますけれども、プラットフォーム事業者のこうした措置申請窓口につきまして、被害者等から所在が分かりにくいといった指摘ですとか、日本語での申請が困難、十分な理由の説明ができないなどの御指摘を頂戴しておりました。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしましては、まず、プラットフォーム事業者に削除申請の窓口や手続の整備を求めることが適当ではないかとさせていただいております。

その際ですけれども、被害者等が削除の申請等を行うに当たって、日本語で受け付けられるようにすることですとか、申請等の窓口の所在を明確かつ分かりやすくすること等、申請方法が申請者に過重な負担を課するものとならないようにすることが適当ではないかというふうにさせていただいております。

次の具体的な措置といたしまして、受付に係る通知を挙げさせていただいております。これまでの御議論として御指摘いただいておりますのが、まず、プラットフォーム事業者は、削除の実施に係る申請等を受け付けた場合、申請等を受け付けたかどうかというのを当該申請等を行った者、これから「申請者」というふうにお呼びしますが、に対して必ずしも通知していないといった点が指摘いただいております。こうした申請等が受け付けられたか否かに関する通知がないと、申請者はプラットフォーム事業者における認識の有無を把握することができないといった指摘を頂戴しておりました。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしましては、プラットフォーム事業者が申請等を受けた場合には、申請者に対して受付通知を行うことが適当ではないかというのが1点目。

その際ですけれども、後ほど御説明させていただきます、(4) 申請の処理に関する期間の定めにおきまして、原則として一定の期間内に対応が求められるといったことを踏まえまして、プラットフォーム事業者が当該申請等を受け付けた日時が申請者に対して明らかとなるようにすることが適当ではないかというのを2点目に挙げさせていただいております。

続いて、具体的な措置の3点目になりますけれども、運用体制の整備を挙げさせていただ

いております。まず、これまでの御議論といたしまして、プラットフォーム事業者における削除の実施に係る運用体制について、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるよう整備を求めるべきだといった御指摘を賜っておりました。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしまして、まず、プラットフォーム事業者は、自身が提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当ではないかと挙げさせていただいております。

あわせて、プラットフォーム事業者の自主性ですとか負担といった点も御指摘をいただいておりますので、そういった点について配慮をした上で、先ほど申しあげました人材配置ですけれども、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるために、必要最低限のもののみ求めることが適当ではないかと挙げさせていただいております。

続きまして、具体的措置の4点目、申請の処理に関する期間の定めでございます。最初に標準処理期間について御議論いただいていたところでもございましたけれども、こちらについては賛否両論を頂戴しておりました。そうした中で、プラットフォーム事業者が、申請に係る投稿が申請者の権利を侵害しているかどうかの判断に時間がかかるのであれば、その旨及びその理由について、申請者に対して説明をするべきとの意見を頂戴しておりました。

これを踏まえまして、取りまとめ骨子（案）といたしましては、まず、基本的にはプラットフォーム事業者に対して、一定の期間内に削除した事実、またはしなかった事実とその理由の通知を求めることが適当ではないかと1点目に挙げさせていただいております。

その際ですけれども、事業所による的確な判断の機会の確保が非常に重要でございますので、こうした機会を損なわないように、発信者に対して意見等の照会を行う場合ですとか、専門的な検討を行う場合、そのほかやむを得ない理由がある場合には、一定の期間内に検討中である旨及びその理由を通知した上で、一定の期間を超えての検討を認めることが適当ではないかと挙げさせていただいております。

なお、後ほどまた御説明させていただきます、(5) 判断結果及び理由に係る通知のとおり、プラットフォーム事業者が一定の期間を超えた検討の後に終局的に判断を行った際においても、申請者に対して対応結果を通知し、削除が行われなかった場合には、その理由をあわせて説明することが適当ではないかと挙げさせていただいております。

続きまして、一定の期間の具体的な日数についてですけれども、前回会合で三菱総合研究所から御発表いただきましたアンケート結果によりますと、プラットフォーム事業者に

よる不対応が1週間より長い期間続いた場合に、許容できないとする人の割合が8割超に上ること、加えて、楽天チュッパチャプス事件についても、前回会合で御紹介に預かりましたが、こちらにおいて、訴状の送達により商標権侵害の事実を知ったときから8日間での削除は合理的な期間内での是正であると判断されたこと等を踏まえ、1週間程度とすることが適当ではないかと挙げさせていただいております。

ただし、刻々と変化する情報通信の技術状況に鑑みれば、期間を設定するに当たっては、一定の余裕を持った期間設定が行われることが適当ではないかと最後に挙げさせていただいております。

続きまして、具体的措置の5点目になります。判断結果及び理由に係る通知でございます。まず、これまで会合で御指摘いただいていたところとしましては、プラットフォーム事業者は、削除の実施に係る申請等を受けた場合、その申請等に応じたかといったことを申請者に必ずしも通知をしていないといったところを頂戴しておりました。

これに対して、申請者の異議申立ての機会の確保等の観点から、取りまとめ骨子（案）のまず1点目になりますけれども、プラットフォーム事業者が判断を行った場合には、申請者に対して対応結果を通知し、削除を行わなかった場合には、その理由をあわせて説明することが適当ではないかというのを挙げさせていただいております。

その際ですけれども、申請件数が膨大となり得ることも踏まえて、過去に同一の申請が行われていた場合等の正当な理由がある場合には、判断結果及び理由の通知を求めないことが適当ではないかと2点目に挙げさせていただいております。

次に、これまで説明申し上げてまいりました迅速化に係る規律の対象範囲についてでございます。まず、対象範囲のうち、1点目は、対象とする事業者についてでございますけれども、プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律について、その対象とする事業者の範囲をどのように考えるかといった点でございます。

取りまとめ骨子の1点目といたしましては、この迅速化に係る規律の対象とする事業者の範囲についてですけれども、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさですとか、事業者の経済的な活動、表現の自由に与える影響、削除の社会への影響等を踏まえれば、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに対象を限定することが適当ではないかと、まず、1点目、挙げさせていただいております。

次に、定性的な要件をブレイクダウンしてまいりますけれども、権利侵害情報の流通の

生じやすさの観点から、不特定者間の交流を目的とするということに加えて、他のサービスに付随して提供されるサービスではないという点も考慮することが適当ではないかと挙げさせていただいております。

続きまして、規模についてでございますけれども、サービスによっては必ずしも利用者登録を要しないといったことを踏まえ、アクティブユーザ数ですとか投稿数といった複数の指標を並列的に用いて捕捉することが適当ではないかと3点目、挙げさせていただいております。

このような指標の具体的なデータの取得に当たってでございますけれども、第一次的には、事業者の皆様から直接報告を求めるということが適当ではないかというふうにさせていただいております。他方で、事業者の皆様からの報告が望めない場合等においては、ほかの情報を基に数値を推計するといったことが適当ではないかと挙げさせていただいております。

最後の点になりますけれども、内外無差別の原則を徹底する観点から、エンフォースメントも含め、海外事業者に対しても、国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることが適当ではないかと挙げさせていただいております。

続きまして、対象範囲のうち、対象とする情報についてでございます。

こちら、迅速化に係る規律について、その対象とする情報の範囲をどのように考えるかでございますけれども、取りまとめ骨子（案）1点目といたしまして、本ワーキンググループにおいて誹謗中傷等を念頭に議論が進められてきたことを踏まえれば、この迅速化に係る規律の対象となる情報の範囲には、誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当ではないかとさせていただいております。

そのほか個別の行政法規に抵触する情報についてですとか、有害情報についても御議論を賜ってまいりました。まず、個別の行政法規に抵触する情報についてでございますけれども、行政法規については、行政機関でなければ、その適用の可否の判断が困難であるとともに、個別具体的な行政法規の立法過程において、保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきではないかとの御指摘を頂戴しておりました。

また、受信者の属性や文脈によって外延が変化する有害情報についてでございますけれども、こちらは法律上の定義が困難であること等から、法的な枠組みの中で規律の対象として位置づけることは慎重であるべきではないかと御指摘をいただいていたところがございます。

これらを踏まえて、迅速化に係る規律については、その対象となる情報の範囲を誹謗中傷等の権利侵害情報に限定することが適当ではないかとさせていただいております。

ここまでが、迅速化に係る規律の御説明でございました。

続きまして、プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律、2本目の柱について御説明をまいります。

まず、初めにでございますけれども、迅速化に係る規律と同様に、透明化に係る規律についても、プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務を踏まえ、法制上の手当も含め、プラットフォーム事業者に対して、以下の具体的措置を求めることが適当ではないかとさせていただいております。

それでは、その具体的措置の具体的な中身に入りますけれども、まず、1つ目が削除指針でございます。プラットフォーム事業者におかれましては、自ら利用規約及びポリシーを定めて削除ですとかアカウントの停止・凍結、以下「削除等」というふうに申し上げますけれども、を実施しておられます。しかしながら、プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関するプラットフォームサービスに関する研究会におけるヒアリング結果ですとか被害者等からの指摘によりますと、削除等の基準が必ずしも明らかではない事業者も存在すると考えられます。特に海外事業者につきましては、ポリシーがグローバルに適用される前提で作成されているということもありまして、削除等の基準が日本の法令や被害実態に即していない、事業者による削除等の基準が不透明であるといった指摘を頂戴しておりました。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしましては、まず、1点目、利用者にとっての透明性、実効性の観点から、削除等の基準について、海外事業者、国内事業者を問わず、投稿の削除等に関する判断基準ですとか手続に関する削除指針を策定し、公表させることが適当ではないかとさせていただいております。

また、新しい指針や改訂した指針の運用開始に当たってですけれども、事前に一定の周知期間を設けることが適当ではないかとさせていただいております。

次に、削除指針策の策定・公表に当たってでございますけれども、日本語で、利用者にとって明確かつ分かりやすい表現が用いられるようにするとともに、日本語の投稿に適切に対応できるものとするのが適当ではないかとさせていただいております。

また、プラットフォーム事業者の皆様が自ら探知した場合ですとか、特定の者からの申出があった場合等、削除等の対象となった情報をプラットフォーム事業者が認知するに至

る端緒の別に応じて、できる限り具体的に内容が記載されていることが適当ではないかとさせていただきます。

削除指針について、スライドをまたいで続いてまいります。これまでの会合で頂戴していた御指摘といたしまして、削除指針をあまりに詳細に定めて公表することによって、それを逆手に取った潜脱行為が行われ得るといった御指摘を頂戴しておりました。

これを踏まえれば、過度に詳細な記載までは求めないことが適当ではないかとさせていただいているのが、こちらの冒頭1点目です。

ただし、個人情報の保護等に配慮をした上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適当ではないかと、取りまとめ骨子（案）2点目に書かせていただいているところでございます。

続きまして、具体的措置の2点目になりますけれども、発信者に対する説明でございます。こちらについては、これまでの会合等でプラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるとき、対象となる情報の発信者に対して投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが、異議申立ての機会の確保等の観点から重要であると御指摘を頂戴しておりました。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしまして、まず1点目、プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときには、対象となる情報の発信者に対して、投稿の削除等を講じた事実及びその理由を説明することが適当ではないかとさせていただいております。

その理由の粒度についてでございますけれども、削除指針におけるどの条項等に抵触したことを理由に削除等の措置が講じられたのか、削除指針との関係を明らかにすることが適当ではないかと2点目、挙げさせていただいております。

また、過去に同一の発信者に対して同様の通知等の措置を講じていた場合ですとか、被害者の二次的な被害を惹起する蓋然性が高い場合といった正当な理由がある場合には、発信者に対する説明を求めないことが適当ではないかと最後に挙げさせていただいております。

続きまして、具体的措置の3点目、運用状況の公表でございます。これまでの御指摘といたしまして、プラットフォーム事業者の削除等の取組状況については、昨年、プラットフォームサービスに関する研究会において実施したヒアリング結果ですとか被害者等からの御指摘によりますと、その運用状況は必ずしも明らかではないと考えられるところでござ

ございます。

これを踏まえた取りまとめ骨子（案）といたしまして、まず1点目、プラットフォーム事業者の説明責任を確保する観点から、諸外国の取組も踏まえつつ、事業者の取組ですとか、削除指針に基づく削除等の状況を含む運用状況の公表を求めることが適当ではないかとさせていただいております。

続きまして、公表の対象とする事項についてでございますけれども、具体的には、これまで御説明差し上げてまいりました、迅速化に係る規律で挙げさせていただいた具体的措置ですとか、透明化に係る規律のうち削除指針や発信者に対する説明、こういった事項が利用者の方々にとって重要性が高いというところで一定の措置を求めているということ踏まえれば、これらの運用状況の公表を求めることが適当ではないかとさせていただいているところでございます。

続きまして、（4）運用結果に対する評価でございますけれども、運用結果に対する評価に当たりましては、個人情報や秘匿性の高い情報に配慮した上で、外部からの検証可能性を確保し、客観性や実効性を高めることが望ましいのではないかとさせていただいております。

あわせて、（5）取組状況の共有になりますけれども、こちらについては、違法・有害情報全体の流通状況やプラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況については、引き続き継続的かつ専門的に把握・共有することが望ましいのではないかと、取りまとめ骨子（案）に記載させていただいております。

その際ですけれども、情報の取扱いについて、個々の投稿の内容を扱う場合、当該情報が個人情報保護法上の個人情報に該当する可能性があることですとか、その内容によってはプライバシーの問題が生じること、そういった点に留意をする必要があるのではないかと記載させていただいております。

これまで御説明してまいりました透明化に係る規律について、その対象範囲について最後に記載をさせていただいております。（6）でございます。まず、対象範囲のうち、対象とする事業者でございますけれども、この透明化に係る規律について、その対象とする事業者の範囲をどのように考えるかでございます。

これについては、透明化に係る規律につきましても、迅速化に係る規律における整理が妥当するということから、透明化に関する対象事業者の範囲についても、迅速化に係る規律と同じ範囲に限定することが適当ではないかとさせていただいております。

次に、対象とする情報の範囲でございます。こちらについて、取りまとめ骨子（案）でございますけれども、本ワーキンググループでは、誹謗中傷等を念頭に議論が進められてきたことを踏まえれば、透明化に係る規律の対象となる情報の範囲には、誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当ではないかと、まず1点目、挙げさせていただいております。

加えまして、利用者のサービス選択や利用に当たっての安定性・予見性を確保する観点から踏まえれば、情報の種類如何にかかわらず、プラットフォーム事業者が削除等の措置を行う対象となる情報について、プラットフォーム事業者の措置内容を明らかにすることが適当ではないかと2点目、挙げさせていただいております。

以上を踏まえますと、透明化に係る規律において対象とする情報の範囲については、削除等の対象となる全ての情報とすることが適当ではないかと最後、挙げさせていただいております。

ここまでが透明化に係る規律の御説明でございました。

最後に、プラットフォーム事業者に関するその他の規律について御説明をさせていただきます。

まず、1点目、個別の違法・有害情報に関する罰則付きの削除義務でございますけれども、このような個別の情報に関する罰則付きの削除義務を課すことは、慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）に記載させていただいているところでございます。

続きまして、個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請でございます。こうした公的機関等からの要請に応じて、自動的・機械的に削除することをプラットフォーム事業者に義務づけることについては、慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）に記載させていただいているところでございます。

続きまして、(3) 違法・有害情報の流通の監視でございます。まず、①違法情報の流通の網羅的な監視でございますけれども、プラットフォーム事業者に対して、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務づけるといったことについては、慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）に記載させていただいているところでございます。

②繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視でございますけれども、プラットフォーム事業者に対し、特定のアカウントを監視するように法的に義務づけるといったことについては、慎重であるべきではないかと記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、③繰り返し多数の違法情報投稿するアカウントの停止・凍結等でございますけれども、こうした繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等を行うことを法的に義務づけるといったことについては、こちらについても慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、（４）権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化でございます。こちらですけれども、本ワーキンググループでは、先生方に様々な御指摘を賜ってまいりました。御議論の中で、それぞれメリット・デメリットを挙げていただいていたところでございます。

まず、当該権利の明文化によるメリットといたしましては、まず1つ目に、被害者が削除を請求できると広く認知され、請求により救済される被害者が増えること、2点目に、特に海外事業者に対して、削除請求に応じる義務の存在が明確化され、対応の促進が図られること、3点目に、人格権以外の権利利益、例えば営業の利益ですとか、こういったものが違法に侵害された場合であっても請求が可能であることが明確化されるといったことが指摘いただいていた点かと思えます。

一方で、デメリットとしても、もろもろ先生方に挙げていただいております。まず、1点目につきましては、裁判例によれば、特定電気通信役務提供者が送信防止措置の作為義務を負う要件は、被侵害利益やサービス提供の態様などにより異なるため、請求権を明文化するとしても抽象的な規定とならざるを得ず、期待される効果は生じないのではないかとといった点、2点目に、安易な削除請求の乱発を招き、表現の自由に影響を与えるのではないかとといった点、3点目ですけれども、安易な削除請求の乱発の結果、削除請求の裁判の実務に混乱が生じるのではないかとといった点、最後、4点目でございますけれども、著作権法第112条ですとか不正競争防止法第3条などの個別法における差止請求の規定との整合性に課題があるのではないかと、こうした点を指摘いただいていたところでございます。

また、前回会合におきまして、三菱総合研究所から御発表いただきましたアンケート結果、こうしたメリット・デメリットを示した上で実施いただいたものでございますけれども、そのアンケート結果によりますと、法律での明文化に対する考えとして、全体の半数弱、47.7%といった数字でございましたけれども、はメリット・デメリットがそれぞれ複数にあることから、慎重な議論が必要であると回答をいただいていたところでございます。

こうしたメリットですとかデメリット、アンケート結果を踏まえますと、権利侵害情報

の送信防止措置を請求する権利を明文化することについては、引き続き慎重に議論を行うことが適当ではないかと取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、（５）権利侵害性の有無の判断の支援でございます。まず、①権利侵害性の有無の判断を伴わない削除、いわゆるノーティス・アンド・テイクダウンでございますけれども、ノーティス・アンド・テイクダウンの導入については、慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただいております。

続きまして、②プラットフォーム事業者を支援する第三者機関でございますけれども、そのような第三者機関を法的に整備することについては、慎重であるべきではないかというふうに取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただいているところでございます。

③ADR、裁判外紛争解決手続でございますけれども、ADRを法的に整備することについても、慎重であるべきではないかと取りまとめ骨子（案）には記載をさせていただいているところでございます。

最後になりますけれども、（６）その他でございます。まず、①相談対応の充実でございますけれども、こちらについては、引き続き関連する相談機関間の連携を深め、相談機関間の相互理解による適切な案内を可能にすることや知名度の向上を図ることが適当ではないかと取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただいております。

続きまして、②DMによる被害への対応でございますけれども、こちらについては、現行の発信者情報開示制度が、情報が拡散され、被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目をして、不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象とする規定となっているものでございますので、その根本的な見直しを必要とする事情等があるか否かについて、生じる被害の法的性質も考慮しながら、引き続き状況の把握に努めることが適当ではないかというふうに記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、③特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題でございます。こちらについては、取りまとめ骨子（案）として、諸外国における取組のほか、日本における関連する機関や団体等における検討状況について、引き続き把握及びその対応対策の検討に努めることが適当ではないかとさせていただいております。

④その他炎上事案への対応でございますけれども、こちらについては、人格権侵害の成否をめぐる議論の動向に注視しつつ、引き続きプラットフォーム事業者の自主的な取組を促進することが適当ではないかというふうに取りまとめ骨子（案）に記載をさせていただき

ました。

最後になりますけれども、最後、3ポツ、プラットフォーム事業者に対するその他の規律において、義務づけ等することは慎重であるべきとされた事項についても、プラットフォーム事業者の皆様が利用規約等に基づいて、適切な場面において自主的に行うことは妨げられないと考えられるのではないかというふうに、最後、記載をさせていただいているところでございます。

以上で事務局から資料の御説明とさせていただきます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見をいただければと思います。

まず、本日、御欠席の清水構成員からコメントをお預かりしておりますので、私のほうでこちらを御紹介させていただきたいと思います。

まず、資料1の4ページを御覧いただきたいと思います。2つ目のポツのアンダーラインの部分、「申請方法が申請者に過重な負担を課すものとならないようにすることが適当」という点に関して御意見です。現状一部の事業者では、プルダウン式で削除を申請したい理由を選択する形となっているところがある。どのようなものが権利侵害であるかの知識がない者にとって、選択していけばよいという意味でプラスの側面もないわけではないと思われる反面、複数権利が侵害されているケースや、必ずしもプルダウンの内容に該当しない形で権利侵害がされているケースも想定される。そのようなケースにおいて申請が難しくなってしまうおそれや、適切な理由の通知ができないケースが生じる。そのため、申請画面のユーザーインターフェースが適切なものでなければ、申請方法が申請者に過重な負担を課すものと言えるというところでございます。

清水先生からもう1点いただいております。7ページを御覧いただきたいと思います。この1ポツ目の後半、「削除を行わなかった場合にはその理由をあわせて説明することが適当ではないか」という点に関連してでございます。送信防止措置依頼において削除がされないケースだと、権利の侵害が明らかでないとか、削除が相当との判断に至らなかったという理由が示されることが多いが、これと同じようなごく抽象的な理由のみが説明されるにとどまると思料される。これでは理由が通知されていないに等しいため、どの点が問題と捉えているのか、例えば意見論評として相当であると判断したとか、指摘の理由規約違反がないと判断した、申請者の主張を裏づける証拠がないなど、簡潔でよいので説明し

でもらうことが必要ではないかと、このような御意見でございました。

以上、私のほうから清水構成員の御意見を紹介させていただきましたけれども、ぜひ御出席の構成員の皆様から、この取りまとめ骨子（案）について御発言いただければと思います。チャット欄で私にお知らせいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

上沼構成員、お願いいたします。

【上沼主査代理】 取りまとめ骨子、ありがとうございました。すっきりまとまっていて、割と論点が多いところをすつと頭に入るようになったなと思っています。

11ページの透明化に係る規律に関する、取りまとめ骨子の4ポツで、「削除等の対象となった情報をプラットフォーム事業者が認知するに至る端緒の別に応じて」というふうに書いていただいているところに関してちょっとだけコメントします。この記載ですが「端緒の別に応じて」よりも、特定の者から申出があった場合には、申入れをした人に何をし、投稿に対して何をするとか、プラットフォーム事業者が自ら認知した場合には、例えば投稿者に対して何をするとか、そういう手続についてが、透明化としては意味があるように思います。こちらは骨子なので、文章化するときに、端緒に応じて、具体的に何をするのが記載されればよいとは思いますが、ちょっと気になりましたので、コメントしました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

事務局、今の点、何か御意見ございますか。

【木村利用環境課課長補佐】 上沼先生、ありがとうございます。

非常に重要な御指摘、かつ、表現ぶりについては上沼先生に御指摘いただいたとおり工夫できるかと思しますので、宍戸主査とも御相談させていただきながら、修正させていただきたいと思えます。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。大変丁寧におまとめをいただいて。内容は賛同でございまして、それで、この骨子を具体的に取りまとめにしていくに当たって、幾つか、まさに書きぶりというところについて様々考えられるとよいのかなというところを簡単に3点ほど申し上げさせていただきます。

まず、1つは8ページ目のところ、対象とする事業者というところについて、こちらに

については、特に大きな事業者さんというふうに言ったときに、特に対象の事業者の種類について、この定性的な要件のところ、「不特定者間の交流を目的とすること」ということをまず書いていただいているところ、主としていわゆるソーシャルメディア等が対象になっていると思いますけれども、やはりソーシャルメディア等でも、果たして何を目的にしているのか。交流を目的としているのではなくて、あくまでコンテンツの共有を目的としているですとか、恐らくその目的というのは、多分サービスごとに様々な表現のしようがあるのだろう。そういったときに、交流というふうにいったようなところ、1つは重要であるけれども、しかし、まさしく誹謗中傷等が生じやすいようなサービスの種類というものは一体どのようなものなのか。そういうことをしっかり実質的にちゃんと捕捉できるような形にするということとともに、それからもう一つ、この「付随するサービス」というふうにいったようなところも書いていただいているところ、2ポツ目のところでございますけれども、まさにこの付随するものを除くというふうにいったような場合にも、もちろん別のサービスと一緒に提供されているから全部除かれるといったようなことではもちろん必ずしもなく、ちゃんと実質的な判断がなされることというのが非常に望ましいんだと思うのが1点目です。

それからもう一つが、11ページ目です。これも表現ぶりの詳細というところになるかと思うのですが、この削除指針(1)の真ん中の1ポツ目のところに、「削除やアカウントの停止・凍結(以下「削除等」という。)」にしていると。以前、これも申し上げたところと重なる部分はあるんですけども、他方で、やはりSNS、ソーシャルメディア等のコンテンツモデレーションの手法には、必ずしも削除、停止・凍結だけではなくて、例えば可視性、ビジビリティの低下ですとか、あるいはアルゴリズムであまり上に上がってこないようにするでありますとか、あるいは収益手段を剥奪するですとか、様々な方法があるのだと思います。そういった様々な手法というのを、これ、非常に手法もどんどん変化していきますので、しっかりと実質的に把握・捕捉できるような形での考え方にしていくことが望ましいのだろうといえますこととともに、また、非常に今、様々、アルゴリズムによる検知ですとか、削除ですとか、エラー率ですとか、非常に様々、まさにAIによってモデレーションというものが行われるようになってくるときに、そのことに関する事前の透明性と、それからその運用状況の公表というところで、そういうことをしっかりと扱っていけるような枠組みにしていくというのも、技術進化に対応するという観点から重要なのではないかと改めて申し上げるところです。

それから3点目、19ページのところになるのですけれども、19ページ以降ということになります。お書きいただいているとおり監視体制ですとか、あとは繰り返し投稿者の対応ですとか、あるいはこの後に出てくる青少年保護施策等含めて、現時点で法的に求めるといったようなことは、今のところは慎重に考えるといったような中でも、他方で、それぞれ重要な取組ではありますので、削除指針ですとか、あるいは運用状況の公表といったような透明性確保のところ、こうした取組はどのようなことをなされているのかということ公表いただくことは一考に値するのではないかなと感じております。

私から3点、以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

これも事務局から何かございますか。

【木村利用環境課課長補佐】 生貝先生から頂戴した御指摘、実質的にきちんと捕捉することが非常に重要という点については、まさしく御指摘いただいたとおりだと思いますので、その点は事務局としても重視してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

それでは、次に、水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 水谷でございます。私も、この取りまとめ骨子（案）を、迅速化と透明化という、2本柱でまとめていただいて、非常にすっきりしたと思っております。全体として何か異議があるわけではないのですけれども、幾つか個別に気になった点について意見を述べさせていただきます。

1点目が、申請処理期間の件ですけれども、今回の骨子案の方向性に私は異論ありませんが、こういう形で申請書類の期間に関する規律を入れていくということが、プラットフォームのコンテンツ・モデレーション・プロセスのデザインを、現状からどのように変えてしまうのかという点は、引き続き注視したほうが良いと思っております。すなわち、やはりオーバーブロッキングについての指摘は、このワーキンググループでも度々出ておりますけれども、こうした規律を課すことによって、コンテンツ・モデレーションの実務で過剰な規制を煽ってしまうのは、拙いわけですね。迅速性とモデレーションの正確な判断というのは、事業者側からも意見があったともいますが、トレードオフの関係もあると思います。ですので、オーバーブロッキングとかエラーといった事柄が、運用状況の迅速化によってどう変わるのかという点を注視していくという意味でも、後半の透明化の部分が、ひととき重要になるのではないかと思います。当然、骨子案自体、そのようなコンセプト

で組まれているとは思いますが、迅速化と透明化というのは、ある意味コインの裏表なのだと思しますので、それをとりまとめでも意識していただくと幸いです。

次に、透明化の観点では、削除指針のところ、骨子案に、新しい指針や改定指針の運用開始に当たって、一定の周知期間を設けるというようなことが書かれていますけれども、私もこれには賛同したいと思っております。削除指針とかポリシーは、いい意味で言うとアジャイルに、悪い意味で言うと短期間でころころ変わる傾向があります。もちろんそれは、モデレーションの現場における実務上の問題点を改善するために、アジャイルにやったださっている場合もあると思っておりますけれども、ルールに縛られるユーザーの側からすれば、やはり一定の周知期間があったほうが望ましいだろうと思っております。

3点目は運用結果に対する評価の部分です。これはその後の取組状況の共有等とも連動すると思うのですが、継続的、そして普遍的な外部からのモニタリングという仕組みの実装については、引き続き検討をすべきであると思っております。プラットフォームのコンテンツのガバナンスに対して、アジャイル・ガバナンス、私はコラボレーティブ・ガバナンスと言っておりますが、官民共同でガバナンスの仕組みをまわしていくという指摘がありますが、そのためにも外部からのチェックを効かせるということは欠かせない部分だと思いますので、くどいようですが、やはり引き続き検討していただいたほうが良いのではないかと思います。

私のほうからは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

念のため、事務局から何かございますか。

【木村利用環境課課長補佐】 水谷先生に最初におっしゃっていただいた、迅速化と透明化はコインの裏表というのは、まさしくおっしゃっていただいたとおりでと思います。双方を両輪として走らせていくということは非常に重要と考えておりますので、その点は留意して進めていければと思っております。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、山根構成員、お願いします。

【山根構成員】 山根です。ありがとうございます。

大変すっきり分かりやすくまとめていただけたと思っております。特に迅速化のところ、窓口整備、受付の通知、体制整備、処理期間についての定めと、いずれもとても大事な指摘で、進展に期待したいと思います。

処理期間のところなんです、7ページ、先ほど清水先生からの御指摘もあった、削除しなかった理由の中身、先生おっしゃるように、事務的なものでなく、曖昧でなく、ぜひ分かる内容にしてほしいと同じように思います。

それとその下の一番下のポチの、「過去に同一の申請が行われていた場合等の正当な理由がある場合云々」ですが、これ、とても理解はできるんですけども、この同一の申請というようなまとめ方では、ちょっと取り方に幅もあるような気もするんですけど、何かその辺り、どの程度の似たものが、どの程度の量あった場合であるとか、何か目安で考えられることがあるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思いました。

それと、もう1点は、次回に向けての議論になるのかもしれませんが、全体の書きぶりですが、この骨子案では「〇〇ではないか」というようなまとめ方になっているのが、最終まとめでは「何々である」という言い切りの部分も増えるというようなことを伺ったんですけども、私は強い姿勢を示す提言という意味では言い切りがいいと思いますが、そうしますと、「である」と言い切るのと、「ではないか」という言い方と、あと最後、その他にありますように、「慎重に考えるべきである」というような3通りの言いぶりになるのかなということ、ちょっとそれも伺いたいと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

これは、いずれも御質問ですので、事務局お願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

最後の御質問からお答えさせていただこうと思いますけれども、こちらについては、最後取りまとめさせていただく際には、語尾は「何とかである」という言い切りの形になるのかと思っています。そういった意味では、「適当である」又は「慎重であるべきである」の2パターンになっていくと思います。「何とかではないか」といった投げかけの形というのは、取りまとめ案の中で見受けられない形になると思っております。

「過去に同一の申請が行われていた場合等の正当な理由がある場合」をさらにブレイクダウンしたほうがいいのかという御質問については、まさしく今後、有識者の先生方に御議論いただいて、内容を詰めていくこともあろうかと思っています。取りまとめ骨子（案）においては、こういった書きぶりをさせていただいておりますが、今回は大きな方向感を先生方にこのワーキンググループでお示しさせていただいておりますので、子細の部分というのは、今後の議論につなげていくことがあり得るのかなと思います。

こちらでお答えになっているか分かりませんが、山根構成員、いかがでございますでしょうか。

【山根構成員】 ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、伊藤構成員、お願いします。

【伊藤構成員】 伊藤です。

取りまとめいただきありがとうございます。スタンスや立場が違う中でさまざまな意見があったと思いますが、簡潔にまとめていただいて感謝申し上げます。

1点目に、委員の中で一番、誹謗中傷を受ける当事者に近い立場から発言させていただくと、誹謗中傷を受けたということを伝えるプラットフォーム側の窓口の簡略化が非常に大事だと思っています（4ページ）。しっかりとそこをプラットフォーム事業者伝えるということはもちろんですが、そもそも何が誹謗中傷なのか、誹謗中傷を受けたことを伝えるべきなのかということの周知や広報というものも大事だと思っています。国がこういう議論していることも、大多数の方には知られていないというのが正直なところだと思いますので、こういう政策や取組、誹謗中傷があったときにはプラットフォームに伝えるということを、全体としてもっと認識を取っていくために広報を強化すべきだと思っています。この取りまとめ案も、あまり周知されていない印象はあったので、今後、実行フェーズに至ったときには、広報も大事にさせていただきたいと、当事者目線としても思うところです。

付随して、広報という点で申し上げますと、これまでマスメディアが主だった時代から、今はSNSやプラットフォームを含め多くのチャンネルが増え、政府や事業者の広報も難しくなっています。しっかりとリソースをかけて多様な方々に伝えるということを視点として入れていただきたいと思っています。

2つ目に、今後、実行フェーズに入った時に、たとえばガイドラインを示したり数値化するなどしてプラットフォーム事業者側に取り組みのゴールを明確にする必要があるのではないかと思います（7ページ）。自分も小さいプラットフォームを運営しているので、プラットフォーム事業者側も、いわゆる取組のゴールみたいなものや基準みたいなものが明確に示されないと、なかなか取り組みづらいですし、インセンティブも発生しづらいところです。

以上、大まかな話ですけれども、2点になります。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。いずれも貴重な御指摘だと思います。

事務局、いかがですか。

【木村利用環境課課長補佐】 宍戸主査に今おっしゃっていただいたとおり、どちらも実行フェーズに関する非常に貴重な御指摘だったと思います。広報についても、ガイドラインを示すといったところについても、非常に大切なところだと思いますので、その点については重々留意をして、政策実行フェーズに移った際には取り組んでまいればと思います。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

伊藤構成員にもいろいろ御協力いただくところが多いんじゃないかなと、特に広報については思います。

それでは、山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。

時間が限られていると思い、要点はチャットに書きました。御覧いただければと思います。簡単に口頭で御説明いたします。

何よりも、この取りまとめに多大な御尽力をいただきました関係の皆様、本当にありがとうございます。私からも御礼申し上げます。

まず、このたびの骨子（案）は、今後、詳細を詰める上での指針になると思います。ありがとうございます。この基本的な方向性について、支持いたします。

その上で、特に「誹謗中傷」に関し、日本法の下での「違法」・「権利侵害」情報について、言わば<越境性を備えた救済>が進むことを、私は願っています。

次のステップとして、今後、より詳細な文章をまとめる段階では、少し説明を補足されるとよいと思う箇所もあります。

例えば、このたびの骨子(案)の2本柱（迅速化と透明化）の迅速化に関して、スライド6ページ目の「具体的な日数」を「一週間程度」とすることを「適当」とする根拠ないしエビデンスとして、アンケート結果の回答とともに、「商標権」侵害に関する平成24年の知財高裁判決のみが挙げられています。ここは「等」とされているように、簡潔な説明が難しいところですが、一見しますと、特に「誹謗中傷」の中でも名誉毀損等については、削除対応を「1週間程度」とするのを「適当」とする、判例上の直接の根拠を見出すのはむしろ容易ではないといった印象もあるかと思います。

今後のより詳細な取りまとめの文章では、とりわけ、名誉権・人格権等、そして、著作権・商標権等の知的財産権といった、個々の権利の内容・性質の共通点や差異を踏まえた上で、表現の自由との関係に十分に目配りしながら検討を行ったという本ワーキングの基本姿勢が一層明確になれば、今後の規律次第では負担がかかるであろう関係事業者の方々にとっても、より説得的になるかと思えます。

今後の詳しい取りまとめの文章において、さらに御検討いただければと存じます。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

改めて皆様、ありがとうございました。

【宍戸主査】 山口構成員、ありがとうございます。

今いただいたような御指摘、あるいはほかの構成員からも既にいろいろいただいている御指摘を踏まえて、この骨子から本文に、取りまとめ本体に改訂して作り上げていくということになりますけれども、事務局いかがですか。

【木村利用環境課課長補佐】 山口先生、貴重な御指摘をありがとうございます。

まず、御指摘いただいた「等」の部分になりますけれども、こちらは第9回会合におきまして、清水先生が、送信防止措置依頼においては、プロバイダー等から発信者への意見照会として、7日経過しても同意しない旨の回答がない場合には、削除しても責任が問われないという扱いになっているというところを御紹介いただきました。これを受けて、実務上7日というのが1つの処理期間の目安となっているのかなというところを御紹介いただいたところでございます。これを踏まえた「等」となっているというのが、1つ御指摘いただいたところのお返事かと思えます。

そのほかの点というところでございますけれども、権利に応じて、というところは1つ貴重なインプットかと思えます。今後、実行段階のフェーズにおいて子細を詰めていくということは方向性として考えられるのかと思えますので、その点の御指摘は重々踏まえつつ、今後の検討の糧とさせていただきたいと思えます。

【山口構成員】 誠にありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。宍戸先生、ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、藤原構成員、お願いいたします。

【藤原構成員】 藤原でございます。

本当に今回、取りまとめをありがとうございました。きれいにまとまったので正直コメ

ントなしで黙っていようかなと思ったのですが、それだとあまりにもあれなので1つだけ、ちょっと感想みたいな話をします。

先ほども議論に出ていましたが、7ページとか11ページ辺りに「過去に同一の申請を行われた場合等」というのがあって、これをどういうふうにするかという話があると思うんですが、「等」というところを含めて、正当な理由みたいなところは結構細かいところがいっぱい出てくると思うので、法律を定める側からすれば政省令の内容をどうするか、事業者側で実務的にどのような対応を取るかとか、結構具体的にその分担を考えつつ、かつ、結構アジャイルに変えていかないとうまくいかないんだなと思っているので、この辺りを今後ちゃんと詰めなきゃいけないんだろうなと思ってお伺いしていました。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

何か御発言を無理やりお願いしたみたいで恐縮でございますけれども、事務局、今の藤原構成員の御指摘も、これまでいただいた御指摘にも重なる部分もありますが、よろしいですか。

【木村利用環境課課長補佐】 はい。頂戴した御指摘の点も踏まえて「等」とさせていただいていた部分がございます。御指摘ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

一通り御出席の構成員の先生方から御発言をいただきましたけれども、さらに何か補足がございますでしょうか。いかがでしょうか。

改めて振り返りますと、今回取りまとめに至るまで、この誹謗中傷等の違法・有害情報への対策ということで、様々検討してまいりました。特に前回は、いわゆる積み残しの論点ということについて集中的な御議論をいただいた上で、その考え方を全体整理させていただき、事務局と私のほうで大きな柱として、プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律、それからプラットフォーム事業者の運用状況の透明化に関する規律、ここの2つが大きな柱であり、これはまた親会、プラットフォームサービス研究会から御指示いただいた点でもあるということで、この2本柱ということで整理しつつ、また、同時に、このワーキンググループでも様々御議論をいただきました様々な論点、ヒアリング等でも非常に重要な御指摘いただいた論点、その他の規律について、現時点での考え方を整理し、今後のこの違法・有害情報対策の糧、指針とするということで整理をさせていただいた形で、今の骨子が作られております。

大きな方向性につきましては、本日、御出席の構成員、それから御欠席の清水構成員を含めて御賛同いただいたものと思っております。他方で、本日、構成員の皆様から、この骨子から取りまとめの文章を作成していく過程の中で、もう少し表現を工夫したほうがいいのではないか、あるいは、はっきりこのワーキンググループの姿勢を示したほうがいいのではないかといった様々な御指摘をいただきました。私自身、今日、お話を伺っていて、先生方の御指摘はいずれも重要だと思うのですけれども、特に水谷構成員がおっしゃった、対応の迅速化と運用状況の透明化がコインの裏表だというのは、非常に重要な御指摘だと思います。また、1つ1つの違法・有害情報への対応、とりわけ誹謗中傷への対応を迅速にさせていただくという、言わばマイクロの対応の迅速性だけではなくて、その全体として、プラットフォーム事業者が自らのサービス上の違法・有害情報の状況を踏まえて適切な対応をしていく。その対応は、中に閉じているだけではなくて、削除基準など様々な形で、利用者とのコミュニケーション、あるいは利用者への公表された形で透明性を持ってやっていただくわけですが、そのプロセス自体が、ある種のアジリティを持って進んでいっていただかなければいけない。これはインターネットの特性であり、また、プラットフォーム事業者様が提供されるサービスの特性が、まさにそのような変化への対応を要求すると同時に、また、そのことによって、利用者の権利が害されるということがないように、しかし、他方で、あまりにも厳格にやり過ぎると、まさに誹謗中傷等の違法・有害情報への対応の手足を縛ってしまうということにもなりかねないといったところのバランスをどのように取っていくかということは、このワーキンググループ、本日の会合の中で、かなり問題意識として共有されたと思いますので、この点を踏まえて取りまとめを作成し、そして、総務省に具体的な制度整備等の施策の検討をお願いするということにさせていただきたいと思っております。

また、伊藤構成員から、このワーキンググループを通じて常に御指摘いただいておりますけれども、この誹謗中傷等の対策について、利用者の方々、また、潜在的な被害者であるの方々に対する周知啓発、このような取組を含めた周知啓発が非常に大事であるということとは改めて強く意識をして、このワーキンググループとして、また、親会においても一定の整理・提言ができればと思っております。

以上、本日、貴重な御指摘をいただいたところを、私も若干の所感といいますか感想を申し上げますけれども、ほかに構成員の皆様から御指摘はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、この辺りで本日の意見交換は終了とさせていただきます。この取りまとめ骨子（案）の方向性については、ワーキンググループとして大きな方向性の一致を見たと思いますので、本日の議論を踏まえて、事務局におかれましては取りまとめ案を御検討いただき、次回会合にお示しいただきたいと思っております。それを踏まえて、本ワーキンググループでその取りまとめについて最終的な議論を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今のところも含めまして、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。
【木村利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。ただいま宍戸主査から御指摘ございました取りまとめ案につきまして、本日、御議論いただきました点を踏まえまして、事務局において速やかに検討してまいりたいと存じます。

次回会合でございますけれども、11月28日火曜日10時から開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ第11回会合を終了とさせていただきます。本日も多岐にわたる論点について貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。これにて散会といたします。